

西九州自動車道(二丈～二丈鹿家)に関する検討会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「西九州自動車道(二丈～二丈鹿家)に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、西九州自動車道(二丈～二丈鹿家)における現状を踏まえ、交通課題を整理し、当該区間に求められる道路機能等について、関係機関が相互に連携を図り、議論することを目的とする。

(組織)

第3条 検討会は、別表に定める所属、役職の者によって構成する。

(会長)

第4条 検討会に、会長を置く。

- 2 会長は、検討会を代表して会務を総括する。
- 3 会長は構成員の互選により選出する。
- 4 会長に事故があった場合は、あらかじめ会長が指名した者が職務を代行する。

(運営)

第5条 検討会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて検討会に関係者の出席を要請できるものとする。
- 3 検討会の運営、進行は、会長がこれにあたる。
- 4 検討会の事務局は、九州地方整備局 福岡国道事務所 計画課に置く。

(要綱の改正)

第6条 本要綱の改正は、検討会の決議によらなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めのない検討会の運営について、必要な事項は会長が定める。

附則 この要綱は、平成31年3月4日から施行する。

西九州自動車道（二丈～二丈鹿家）に関する検討会 構成

所 属	役 職	備 考
国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路調査官	
国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所	所長	会 長
福岡県 県土整備部	技監	
糸島市	副市長	
佐賀国道事務所	副所長	オブザーバー
佐賀県県土整備部 道路課	課長	
唐津市 都市整備部 みちづくり戦略室	室長	
国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 計画課	事務局	